



精神科看護管理ニュース

Vol. 136

発行 日本精神科看護協会

2026/1/28

1 令和8年度診療報酬個別改定項目－速報1

令和8年1月23日の中央社会保険医療協議会総会（第644回）において、令和8年度診療報酬の個別改定項目が公表され、精神医療および看護に関連した改定内容が明らかになりました。今回の診療報酬改定でも本協会より厚労省に要望をしていた内容が反映されています。

1. 本協会の要望が反映された改定項目について

令和8年度診療報酬改定に向けて本協会が要望していた、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための取組強化として、精神科医療における入退院支援の取り組み評価の見直し」、「地域で暮らす精神障がい者に対して、必要なときに必要な医療が受けられる医療体制を確立するための精神科訪問診療精神科訪問看護の評価」が改定項目に反映されました。

2. 精神医療および看護に関連する改定項目のポイント

管理ニュースでは、速報ダイジェスト版として、改定項目のポイントのみお知らせします。詳しくは、本協会が開催する診療報酬改定説明会や、『日精看ニュース』等でご説明いたします。

（1）患者のニーズ、病院の機能・特性、地域医療構想を踏まえた、医療提供体制の整備

- 患者のニーズ、病院の機能・特性、地域医療構想を踏まえた、医療提供体制の整備に関して、専従職員が双方の業務を兼ねられるようになります。
- 医療保護入院等診療料について、多職種による退院支援を行った場合に対する評価が新設されます。

（2）地域と連携して精神科訪問看護を提供する訪問看護ステーションの評価

- 精神科訪問看護における支援ニーズの高い精神科訪問看護利用者等を受け入れ、24時間の対応を行い、地域の関係機関と連携する体制が整備されている訪問看護ステーションについての評価が診察されます。

（3）身体的拘束最小化の取組の更なる推進

- 身体的拘束の最小化に向けた取組を更に推進する観点から、質の高い取組を行う場合の体制について新たな評価が加わりました。

（4）アウトカムにも着目した評価の推進

- データ提出加算に係る届出を行っていることを要件とする入院料の範囲について、精神病棟入院基本料（15対1入院基本料、18対1入院基本料及び20対1入院基本料）に拡大されます。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

1/2

- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

(5) 質の高い精神医療の評価

- 多職種の配置による質の高い精神医療の提供を推進する観点から、急性期等の入院料における精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師の病棟配置についての評価が新設されました。
- 小規模医療機関又は病床数を削減する取組を行っている医療機関が、多職種の配置等による質の高い入院医療、地域定着に係る外来医療や障害福祉サービス等の提供等を一体的に行う場合の評価が新設されました。
- 精神科地域包括ケア病棟入院料が廃止されます。
- 精神科リエゾンチーム加算の要件及び評価に関して、対象者像や介入回数についての見直しがなされました。
- 精神病床に入院する慢性的に身体合併症への対応を要する患者に対して、精神科以外の医師による診察が行われた場合の評価が新設されました。
- 維持透析を必要としながら精神病床へ入院する必要のある患者への対応を推進する観点から、精神病床において算定可能な入院料における包括範囲が見直されました。
- 精神科救急医療体制整備事業の類型に応じた評価体系から、救急受入実績に基づく評価が見直されます。
- 精神科救急急性期医療入院料等の施設基準である、措置入院等による新規入院患者割合に係る要件を、緊急的な入院医療の必要性等に関する指標に見直されます（チェックリスト導入）。
- 精神病棟入院基本料の18対1入院基本料及び20対1入院基本料について、1年以上入院している患者の評価が見直されます。
- 精神科急性期医師配置加算1及び3について、クロザピンの新規導入件数を、当該加算を算定する病棟における実績から、医療機関全体における実績に見直されます。
- 初診における30分以上の通院・在宅精神療法について、新たに評価を行うとともに、初診における60分以上の通院・在宅精神療法についての評価が見直されます。
- 病棟に専従の配置が求められている精神保健福祉士について、特定の条件のもとで当該病棟以外の場所で業務を行うことを認める等の要件に直しがなされました。
- 心理支援加算に関して、対象疾患を神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害に拡大するとともに、実施者に係る要件及び施設基準が新たに設けられました。
- 精神疾患有する患者に対する質の高い医療の提供を推進する観点から、認知療法・認知行動療法の要件及び評価が見直されます。
- 児童思春期支援指導加算について、初診を実施した20歳未満の患者数を見直した評価が新設されます。
- 早期診療体制充実加算について、評価が3つに分けられ、それぞれ要件が新たに設定されました。
- 「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」の策定を踏まえ、指針に沿った形で行われている初診精神療法について新たに評価を行うとともに、要件が見直されました。

詳しい内容については、日精看ホームページ「制度・政策ページ」の「中央社会保険医療協議会 総会（第644回）個別改定項目」からご覧ください。

- 個別事項（その1）<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001639439.pdf>

★ 令和8年度診療報酬改定説明会の申し込みはこちら

※日精看ホームページから申し込みます。 <https://x.gd/U9gbV>



- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

2 / 2